社労士
語呂合わせ集

『社労士うかり語呂150サンプル版』

目　次

労働基準法 … 1

労働安全衛生法 … 7

労働者災害補償保険法 … 10

雇用保険法 … 12

労働保険の保険料の徴収等に関する法律 … 15

健康保険法 … 17

国民年金法 … 19

厚生年金保健法 … 22

労務管理その他の労働に関する一般常識 … 24

社会保険に関する一般常識 … 26

労働基準法

■■ 法2条 労働条件の決定 ■■

労働者及び使用者は労働協約、就業規則、労働契約を尊重しその義務を誠実に履行しなければならない。

同一条件による効力の大小関係
労働協約 ＞ 就業規則 ＞ 労働契約

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
---- --- ----
労働協 規則 契約

■■ 法12条 平均賃金 ■■

$$\frac{\text{算定事由発生日以前3箇月間に支払われた賃金の総額}}{\text{算定事由発生日以前3箇月間の総日数}}$$

【賃金の総額と総日数から除外するもの】
①業務上の負傷、疾病による療養のための休業期間
②産前産後の休業した期間
③使用者の責めに帰すべき事由の休業期間
④育児・介護休業法に規定する育児休業・介護休業期間
⑤試みの使用期間

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
---- -- - - --
業 産 使 育 試

【賃金の総額から除外するもの】
①臨時に支払われた賃金
②3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金
③法令又は労働協定の定め以外に
基づいて支払われた実物支給

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
-- - ---------
3 臨 実物支給

■■ 法3条 均等待遇 ■■

使用者は労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的取扱いをしてはならない。
※その他の労働条件…解雇、安全衛生（雇入れは含まず）

チンチン全開で痴漢する
------- - - ---
賃金 安全 解雇 時間

■■ 法15条 労働条件の明示 ■■

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない

【絶対的明示事項】
①労働契約の期間 ②就業場所、従事する業務
③労働時間等 ④賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切及び支払の時期 ⑤退職

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
---- ----- -- -- -
退職 期間 場所 業務 時間

正規版にはイラストが入っています。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
- - --- ------ ---
決定 計算 支払 締切 時期

就業の為に住居を変更した労働者が契約解除の日から14日以内に帰郷する場合においては、使用者は必要な旅費を負担しなければならない。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
---- ---- ----
14 帰郷 旅費

■■ 法18条 強制貯金 / 則5条の2 書面による協定 ■■

使用者は、労働契約に附随して貯蓄の契約をさせ又は
貯蓄金を管理する契約をしてはならない。

貯蓄金の管理が労働者の預金の受け入れであるときは、
労働者の過半数で組織する労働組合等との書面による協定
に次の事項を定めなければならない。
①預金者の範囲 ②預金者1人当りの預金額の限度
③預金の利率及び利子の計算方法
④預金受入れ及び払い戻しの手続 ⑤預金の保全の方法

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
受入払戻　保 利　　限度 範囲

正規版にはイラストが入っています。

■■ 法23条 金品の返還 ■■

使用者は、労働者の死亡又は退職の場合において、
権利者の請求があつた場合においては、
7日以内に賃金を支払い、積立金、保証金、
貯蓄金その他名称の如何を問わず、
労働者の権利に属する金品を返還しなければならない。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
退職 死亡　7 金品　返還

正規版にはイラストが入っています。

■■ 法20条 解雇の予告 ■■

使用者が労働者を解雇しようとするときは
少なくとも30日前に予告するか
30日分の平均賃金を支払うことが必要

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
解雇　30

■■ 法22条 退職時の証明 ■■

労働者が退職の場合において、
使用期間、業務の種類、その事業における地位、賃金、
退職の理由（解雇の場合は、その理由を含む）に
ついて証明を請求した場合においては
使用者は遅滞なくこれを交付しなければならない。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
地位 賃金　種類　理由 期間

■■ 法24条 賃金の支払い ■■

①賃金は通貨で直接労働者に、
その全額を支払わなければならない。
②賃金は毎月1回以上、
一定の期日を定めて支払わなければならない。

直接、掴まれ全開ビンビン！
直接 通貨　全額 1　1

■■ 法25条 非常時払 ■■

使用者は、労働者が出産、疾病、災害その他命令で定める
非常の場合（結婚、死亡、やむを得ない事由により
1週間以上にわたって帰郷する場合）
の費用に充てるために請求する場合においては、
支払期日前であっても、既往の労働に対する賃金を
支払わなければならない。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
疾　産 災 婚　死亡 一週 帰

■■　法26条　休業手当　■■

労働者の責に帰すべき事由による休業の場合、
使用者は、休業期間中当該労働者に
平均賃金の100分の60以上の
手当を支払わなければならない。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
――――　――――　――――
休業　　百　　60

■■　法32条　労働時間　■■

使用者は、労働者に、休憩時間を除き、
　1週間について40時間を超えて労働させてはならない。
また、1週間の各日については、休憩時間を除き
　1日について8時間を超えて、労働させてはならない。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
――――――――　――――　――――――
労働時間　週4　日8

正規版にはイラストが入っています。

■■　法34条　休憩　■■

労働時間が6時間を超える場合　…少なくとも45分
労働時間が8時間を超える場合　…少なくとも1時間
　の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
――――　――――　――――――
休憩　645　81

■■　法32条の3　フレックスタイム制　■■

【労使協定に定める事項】
　①対象となる労働者の範囲
　②清算期間（1箇月以内）
　③清算期間における総労働時間
　④標準となる1日の労働時間
　⑤コアタイム、フレキシブルタイムを設ける場合には
　　その開始及び終了の時刻

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
――――――　――――　――――　――――――
ﾌﾚｯｸｽﾀｲﾑ 範 精1日時間　総 時間

■■　法32条の4　1年単位の変形労働時間制　■■

【労使協定に定める事項】
　①対象となる労働者の範囲
　②対象期間（1箇月を超え1年以内の期間に限る）
　③特定期間（対象期間中の特に業務の繁忙な期間）
　④対象期間における労働日及び労働日ごとの労働時間
　⑤その他政令で定める事項（協定の有効期間）

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
――――――　――――――　――――　――――　――――
変形　　日時　特定　範 対　　有効

■■　法34条　休日　■■

毎週少なくとも1回の休日を確保する
例外　…4週間を通じ4日以上の休日を確保

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
――――　――――　――　――
休日　　週1　4　4

正規版にはイラストが入っています。

■■　法37条　時間外、休日及び深夜の割増賃金　■■

【時間外・休日の労働】
…通常の労働時間、労働日の賃金の
2割5分以上5割以下の率で計算する。
【深夜労働】
…通常の労働時間、労働日の賃金の
2割5分以上の率で計算する。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
--------　------
割増賃金　25

正規版にはイラストが入っています。

■■　法39条3項　比例付与　■■

1週間の所定労働時間が30時間未満で、
週所定労働日数4日以下又は、
年間所定労働日数216日以下の労働者については、
比例的に有給休暇を付与する。

【比例付与の計算方法】
通常労働者の付与日数×週所定給付日数／5．2（定数）
小数点以下切り捨て。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
---　-　-------　---
30　4　216　52

■■　割増賃金の基礎となる賃金に算入しない賃金　■■

家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、
臨時に支払われた賃金、住宅手当
1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
----　-　--
1 子 家 臨 別　宅 通

■■　法39条　年次有給休暇　■■

使用者は、雇入れの日から起算して6箇月間継続勤務し
全労働日の8割以上出勤した労働者に対して
継続し、または分割した10労働日の
有給休暇を与えなければならない。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
--　　----
6 8　　10

【出勤したものとみなす日】
①業務上の負傷、疾病の療養のための休業期間
②育児休業又は介護休業期間
③産前産後の女性の休業期間
④年次有給休暇として休んだ期間

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
---　---　----
産 業 育　年次　出勤

正規版にはイラストが入っています。

■■　法57条　年少者の証明書　■■

【満18歳に満たない者】…戸籍証明書
【満15歳に達した日以後の最初の3月31日が
　終了するまでの児童】…学校長の証明書および
　　親権者または後見人の同意書
を事業場に備え付けなければならない

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
　　　　　　　　　　　　　　　　
　年少者　　戸籍　18　　15　学校長

■■　法60条　労働時間及び休日　■■

【満15歳到達年度末未満の児童】
　休憩時間を除き、修学時間を通算して
　1日7時間、週40時間を限度とする。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
　　　　　　　　　　　　　　　　
　１５　740

【満15歳以上18歳未満の者】
　1週間の労働時間が法定労働時間を超えない範囲内で
　1週間のうち1日の労働時間を4時間以内に短縮した場合、
　他の日の労働時間を10時間まで延長することが出来る。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
　　　　　　　　　　　　　　　　
　１８　　４10

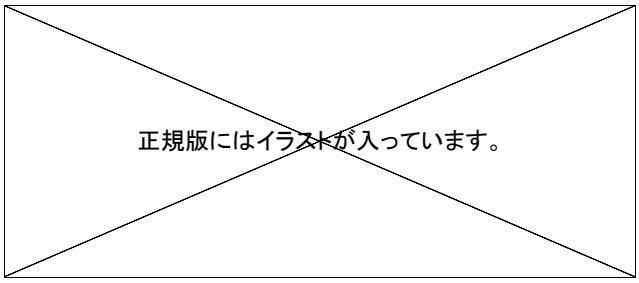

■■　法65条　産前産後　■■

・使用者は6週間（多胎妊娠の場合は14週）以内に
　出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、
　その者を就業させてはならない。
・使用者は産後8週間を経過しない女性を就業させては
　ならない。ただし、産後6週間を経過した女性が請求した
　場合において。その者について医師が支障がないと
　認めた業務に就かせることは、差し支えない。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
　　　　　　　　　　　　　　　　
　前６　　後６８

■■　法89条　作成及び届出の義務　■■

常時10人以上の労働者を使用する使用者
　　…就業規則の作成・届出の義務

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
　　　　　　　　　　　　　　　　
　常時　　10　　就業　届出

■■　法91条　減給の制裁　■■

【就業規則で減給を定める場合の限度】
　1回の額…平均賃金の1日分の半額
　総額…一賃金支払い期における賃金の総額の10分の1

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
　　　　　　　　　　　　　　　　
　減給　半額　　10分1

■■ 法95条 寄宿舎生活の秩序 ■■

【寄宿舎規則にて定める事項】

- 起床、就寝、外出及び外泊
- 行事
- 食事
- 安全及び衛生
- 建築物及び設備の管理

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
---- ---- ---- - -
寝 食事 安全 建 行

正規版にはイラストが入っています。

■■ 法114条 付加金の支払 ■■

裁判所は、第20条（解雇予告手当）、
第26条（休業手当） 第37条（割増賃金）
第39条第6項（年次有給休暇中の賃金）
の規定による賃金を支払わなかった使用者に対して
労働者の請求により、未払金のほか、
これと同一額の付加金の支払いを命ずることができる
※ただし、この請求は、
違反のあったときから2年以内にしなければならない。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
---- ---- --- - -
解雇 年次 休 2 割増

■■ 法117条 強制労働に対する罰則 ■■

強制労働の禁止（法5条）に違反した場合、
労基法上、最も重い1年以上10年以下の懲役
または20万円以上300万円以下の罰金に処せられる。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
- --- - - --- -
1 10 懲 強 23 罰

労働安全衛生法

■■ 共同企業体 ■■

2つ以上の建設業の事業者が共同連帯で
一の場所にて仕事を請け負う方式
…共同企業体（ジョイント・ベンチャー）

協力しあってエンジョイ・アドベンチャー
共同　　ジョイント・ベンチャー

1人を代表者として定め、
これを当該仕事の開始の日の14日前までに、
所轄労働基準監督署長を経由して、
都道府県労働局長に届け出なければならない。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
14　　労働局長　届け出

正規版にはイラストが入っています。

■■ 法10条　総括安全衛生管理者 ■■

事業者は一定規模以上の事業場、一定種類の事業場ごとに
総括安全衛生管理者を選任しなければならない

【林業、鉱業、建設業、運送業および清掃業】
…常時100人以上

【製造業（加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、
通信業、各種商品卸売業、家具・建具・什器等卸売業
水道業、各種商品小売業、家具・建具・什器小売業
燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、
機械修理業 】　…常時300人以上

【その他の業種】　…常時1,000人以上

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
建 林 運　清 鋼　100

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
製 熱 電 ガ 通信　卸 300

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
総 管　千人　そのた

■■ 専任の安全管理者 ■■

次の業種の事業場では常時使用労働者の数により、
安全管理者のうち少なくとも1人を専任の安全管理者
としなければならない。
『建設業、有機化学工業製品製造業、
石油製品製造業』 …常時300人以上
『無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、
道路貨物運送業、港湾運送業』　…常時500人以上
『紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業常時』…常時1,000人以上
『林業、鉱業、運送業、清掃業、製造業（物品加工業含む）、
通信業、電気業、ガス業、熱供給業等』 …常時2,000人以上

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
石 建　有　300　無　化学　港 道 500

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
紙 鉄 船 千 二千 造　鉱 林

■■ 法15条　統括安全衛生責任者 ■■

【建設業、造船業（特定事業）を行う者（特定元方事業者）】
…労働者数が常時50人以上で選任

【ずい道等建設、圧気工法、一定の橋梁の建設】
…労働者数が常時30人以上で選任

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
建 船　統 責　50

ついに阪神圧勝！当然、賞賛す。
ずい　橋 圧　統 責 常 30

■■ 法39条　特定機械等の検査証有効期間 ■■

- ボイラー・第1種圧力容器・エレベーター・ゴンドラ　…1年
- クレーン・移動式クレーン・デリック　…2年
- 建設用リフト　…設置から廃止まで の期間

ボディコン、レベルアップでHねー。
ﾎﾞｲﾗ ｺﾞﾝﾄﾞﾗ ｴﾚﾍﾞ　圧　1年

正規版にはイラストが入っています。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
ク 移ク　デリック　2年

■■ 法15条の3　店社安全衛生管理者 ■■

建設の事業で統括安全衛生責任者、
元方安全衛生管理者の選任義務のない元方事業者は、
仕事の種類、規模により一定の実務経験者のうちから
店社安全衛生管理者を選任しなければならない。

【ずい道建設工事、橋梁の建設工事、圧気工法の作業現場】
…常時20人以上30人未満の規模

【主要構造部分が鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建設現場】
…常時20人以上50人未満の規模

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
圧 橋 ず　23　鉄骨　25

■■ 法37条、令12条　製造の許可 ■■

特定機械等は製造する前にあらかじめ
都道府県労働局長の許可を受ける必要がある。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
労働局長　製造

【特定機械等】
①ボイラー（小型ボイラーを除く）
②第一種圧力容器（小型圧力容器等を除く）
③つり上げ荷重3トン以上のクレーン
④つり上げ荷重3トン以上の移動式クレーン
⑤つり上げ荷重2トン以上のデリック
⑥積載荷重1トン以上のエレベーター
⑦ガイドレールの高さが18m以上の建設用リフト
⑧ゴンドラ

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
ボイラー　ゴンド　一種圧

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
３２１ｸﾚ　ﾃﾞﾘ　ｴﾚﾍﾞﾀｰ

■■ 令15条2項 特定自主検査の対象機械等 ■■

①動力プレス ②フォークリフト
③建設用車両系機械 ④不整地運搬車
⑤作業床の高さが2m以上の高所作業車

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
---------- ---- ----- ---- ----
フォークリフト 車両 不整地 高所 プレス

正規版にはイラストが入っています。

■■ 法60条 新任職長教育 ■■

①建設業、②製造業（食料品・たばこ製造業、繊維工業
衣服その他の繊維製品製造業、紙加工品製造業
新聞業、出版業、製本業及び印刷加工業を除く）、
③電気業、④ガス業、⑤自動車整備業、⑥機械修理業
の業種に属する事業場においては、新たに職務に就くことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く）に対し、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
---- -- - ------ --- - -
新任 車 ｶﾞｽ 製造 電気 建 機

■■ 法65条 作業環境測定 ■■

等価騒音レベル測定は、6箇月に1回行う。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
---- -- -
騒音 ６１

■■ 法55条 有害物の製造等の禁止 ■■

黄りんマッチ、ベンジジン等、その製造工程や取り扱う作業に従事する労働者に重度の健康障害を生ずる物は、製造、輸入、譲渡、提供又は使用することができない。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
-- - - - - - -
ﾏｯﾁ ﾍﾞﾝｼﾞﾝ 輸 譲 提 使 製

■■ 則44条 定期健康診断 ■■

事業者は、常時使用する労働者に対し、
1年以内ごとに1回、定期的に、一般項目について医師による健康診断を行わなければならない。
40歳未満の者（35歳の者を除く）に対する
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、
心電図検査は医師が必要でないと認めるときには
省略できる。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
---- - - - - -
40 肝 電 糖 脂 貧

■■ 法88条 計画の届出 ■■

事業者は、当該事業場の業種及び規模が政令で定めるものに該当する場合において、当該事業場に係る建設物若しくは機械等（動力によって駆動されるプレス機械、アセチレン溶接装置、化学設備、乾燥設備等）を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の30日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
-- ---- - - - -
ｱｾﾁ ﾌﾟﾚｽ 乾 化学 工事 30

労働者災害補償保険法

■■ 法3条 適用除外 ■■

①国の直営事業 ②官公署の事業 ③船員保険の被保険者
については、この法律は適用しない。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
---- ---- - --- ----
国営 官公 船 労災 除外

■■ 法13条 療養（補償）給付の範囲 ■■

【療養補償給付の範囲（政府が必要と認めるものに限る。）】
①診察 ②薬剤又は治療材料の支給
③処置、手術その他の治療
④居宅における療養上の管理及びその療養に伴う
世話その他の看護
⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う
世話その他の看護
⑥移送

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
- -- - -- -- -
移 病 診 薬 処 居

■■ 受給資格者の順位 ■■

労働者の死亡当時その者と生計を同じくしていた
①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
労働者の死亡当時その者と生計を同じくしていなかった
⑦配偶者 ⑧子 ⑨父母 ⑩孫 ⑪祖父母 ⑫兄弟姉妹

おっぱいCカップ、孫が尊敬す
--- - -- -- - --
配 子 父 孫 祖 兄

■■ 遺族特別支給金 ■■

業務上の事由又は通勤により労働者が死亡した場合
その死亡当時における遺族（補償）給付を受ける
権利を有する遺族に支給（一時金300万円）される。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
------ - ----
一時金 300 遺族

■■ 自動変更対象額 ■■

平均賃金相当額が自動変更対象額（4,080円）に
満たない場合は、自動変更対象額とする。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
---- ------ - ---
自動 48 変 対

■■ 法12条の8第3項、18条 傷病補償年金 ■■

【年金額】
第一級 給付基礎日額の313日分
第二級 〃 277日分
第三級 〃 245日分

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
- -- - ------ - - ---
一 313 二 277 三 2 45

■■ 法附則59条 障害補償年金前払一時金 ■■

【障害補償年金前払一時金の額】
第一級 給付基礎日額の200,400,600…1200又は1,340日分
第二級 給付基礎日額の200,400,600…1200又は1,190日分
第三級 給付基礎日額の200,400,600…1200又は1,050日分

微妙なイビキの曾孫です
---- ----- ---
134 119 105

正規版にはイラストが入っています。

■■ 法16条 別表第二 ■■

【遺族補償年金の額】
遺族の数1人…給付基礎日額の153日分（ただし書きあり）
遺族の数2人…給付基礎日額の201日分
遺族の数3人…給付基礎日額の223日分
遺族の数4人以上…給付基礎日額の245日分

```
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
 ------   ----  ---
  153      201   223
```

```
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
 ----------     - -----
  遺族補償     4   245
```

■■ 法33条 特別加入制度 ■■

【特別加入することができる者】
第1種 …中小企業主及び家族従事者等
第2種 …一人親方その他の自営業者及び
家族従事者、特定作業従事者
第3種 …海外派遣者

```
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
 --------  ----  --------
  中小       一人   海外派遣
```

正規版にはイラストが入っています。

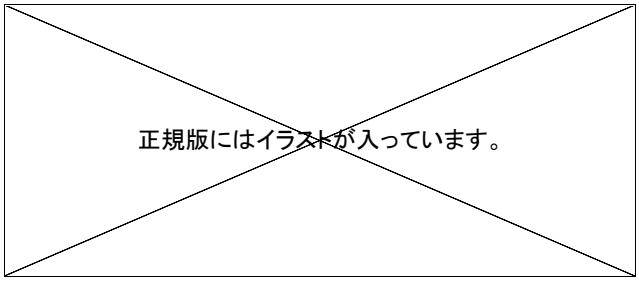

■■ 法16条の4 遺族補償年金の失権 ■■

【遺族補償年金の受給資格または受給権の消滅事由】
①死亡したとき
②婚姻（内縁を含む）をしたとき
③直系血族又は直系姻族以外の者の養子となったとき
④離縁により死亡労働者との親族関係が終了したとき
⑤子、孫、兄弟姉妹が18歳に達した日以後の
最初の3月31日が終了したとき
⑥一定の障害状態にあることによって受給資格者と
なっていた妻以外の者が、その障害の状態が
なくなったとき

```
  離婚は少々、茨の道
  -- -  - - -  --  --
離 婚 死 養 障 18  滅
```

■■ 法26条 二次健康診断等給付 ■■

労働安全衛生法の規定による健康診断のうち、
直近のもの（一次健康診断）において、
血圧検査、血液検査その他業務上の事由による
脳血管疾患及び心臓疾患の発生にかかわる身体の状態
に関する検査で、厚生労働省令で定める検査を受けた
労働者がそのいずれの項目にも異常の所見があると
診断されたときに、当該労働者に対し、
その請求に基づいて行う。

```
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
 --------  -- -    -  -
 二次検診  圧 心   脳 液
```

雇用保険法

■■ 法17条 賃金日額の下限、上限 ■■

【賃金日額の下限額】 … 2,070円

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
--------- ------
賃金の下限 207

【賃金日額の上限額】

『年齢』※	『賃金日額の上限額』
30歳未満	… 12,730円
30歳以上45歳未満	… 14,140円
45歳以上60歳未満	… 15,550円
60歳以上65歳未満	… 15,060円

※年齢…受給資格者に係わる離職日における年齢

三十路の美人は難産か？
------ ---- ----
30 12 73

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
-- - - ---- ---- - - -
45 1 4 14 601 5 5 5

正規版にはイラストが入っています。

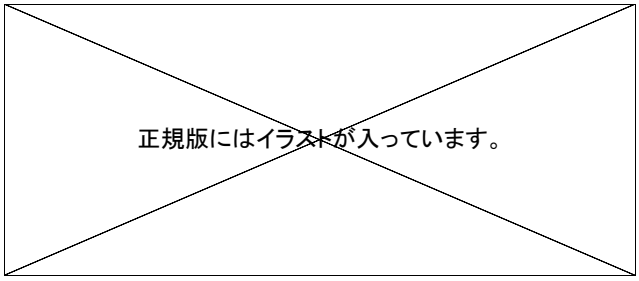

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
---- ---- ----
65 15 06

■■ 法16条 基本手当の日額 ■■

基本手当の日額＝賃金日額×（50～80%※）
※60歳以上65歳未満の場合 …45～80%

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
-------- ---- ----
基本手当 50 80

■■ 法25条 広域延長給付 ■■

厚生労働大臣が必要と認めて指定した地域において
広域職業紹介活動により職業の斡旋を受けることが
適当と認められる受給資格者について、
期間を指定して基本手当の支給を延長するもの。
基本手当の受給率が全国平均の2倍以上の場合
90日を限度として延長。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
--- ---- - ---
延長 広域 2 90

■■ 法27条 全国延長給付 ■■

失業の状態が全国的に著しく悪化し、一定の基準に
該当する場合において、受給資格者の就職状況からみて
必要があると認められる時に厚生労働大臣が指定して
すべての受給資格者を対象として
給付日数（90日を限度）を延長するもの。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
-- - -- ----
延長 全 90 限度

■■ 法28条 延長給付に関する調整 ■■

【延長給付の優先順位】
①広域延長給付 ②全国延長給付 ③訓練延長給付

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
- - ---- ----
広 全 訓練 調整

■■ 法36条 技能習得手当・寄宿手当 ■■

【技能習得手当】
受講手当 …日額500円
通所手当 …月額42,500円を限度

```
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
 --------  --- -
 技能習得  50 受
```

```
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
 ------    --   --
  42       5    通
```

正規版にはイラストが入っています。

【寄宿手当】…月額10,700円を限度

```
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
 ----   ----    ----
 107    手当    寄宿舎
```

■■ 法48条 日雇労働求職者給付金の日額 ■■

【給付金の日額】
第1級 （7,500円）
第2級 （6,200円）
第3級 （4,100円）

```
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
 - --    -  ----   - --
 1 75    2   62    3 41
```

■■ 法45条 日雇労働求職者給付金の受給要件 ■■

普通給付の日雇労働求職者給付金の支給を受けるためには、失業の日の属する月の前2月間に通算して26日分以上の印紙保険料が納付されていることが要件

```
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
 ----      --- --     ---
 日雇      前2 通算   26
```

■■ 日雇労働求職者給付金の支給日数 ■■

『前2月の印紙保険料の納付日数』	『当月における支給日数』
26枚から31枚まで	… 13日
32枚から35枚まで	… 14日
36枚から39枚まで	… 15日
40枚から43枚まで	… 16日
44枚以上	… 17日

```
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
 - -   - -    --
 26    31    13
```

```
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
 ---       ---
 44        17
```

正規版にはイラストが入っています。

■■ 就業促進手当 ■■

【就業促進手当の構成】
①就業手当 ②再就職手当 ③常用手当

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
－ － ――― ―――
再 常 就業 促進

■■ 法49条 日雇労働求職者給付金の日額等の自動変更 ■■

厚生労働大臣は、毎月勤労統計における
平均定期給与額が、直近の日雇労働求職者の日額等の
自動的変更の基礎となった平均定期給与額の
100分の120を超え、又は100分の83を下る
に至った場合においてその状態が継続すると認めるときは、
その平均定期給与の上昇し、又は低下した比率を基準として、
日雇労働求職者給付金の日額等を変更しなければならない。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
――― ――― ――――― ―――
12 83 日雇 求職

■■ 法58条 移転費 ■■

【移転費の種類】
①鉄道賃 ②船賃 ③車賃 ④移転料 ⑤着後手当

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
－ － ――― － ――
移 徹 車 着 船

■■ 法59条 広域求職活動費 ■■

【広域求職活動費の種類】
①鉄道賃 ②船賃 ③車賃 ④宿泊料

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
－ － ――― － － ――――
広 求 鉄道 船 車 泊

正規版にはイラストが入っています。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律

■■ 法1条 趣旨 ■■

この法律は、労働保険の事業の効率的な運営を図るため、『労働保険の保険関係の成立及び消滅』『労働保険料の納付の手続き』『労働保険事務組合等』に関し必要な事項を定めるものとする。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
成立 消滅 納付 組合 徴収

■■ 労災保険の任意加入申請と消滅申請 ■■

労災保険の暫定任意適用事業の事業主は、
その事業に使用される労働者の過半数が希望するときは
任意加入の申請をしなければならない。
その事業に使用される労働者の過半数の同意を得て
消滅の申請を提出。

老化が気になる。どうしよう。
労 過 希 入 同 消

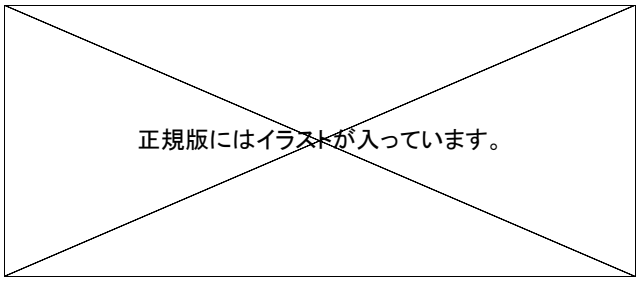

■■ 更新年度 ■■

保険年度の初日から50日以内に、
前年度の確定保険料の申告・精算と
該当年度の概算保険料の申告・納付をセットで行うこと

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
年度 50 更新

■■ 雇用保険の任意加入申請と消滅申請 ■■

雇用保険の暫定任意的用事業の事業主は、
その事業に使用される労働者の2分の1以上の同意を
得て雇用保険の加入の申請をし、また、
労働者の2分の1以上が希望するときは
雇用保険の加入の申請をしなければならない。
その事業に使用される労働者の4分の3以上の同意を
得て消滅の申請を提出。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
雇用 21加 43 消

■■ 法16条 増加概算保険料 ■■

すでに納付した概算保険料の算定基礎とした賃金総額
又はその見込額に比べ、その保険年度又は事業終了時
までの間に賃金総額又は保険料算定基礎額の総額の
見込額が100分の200を超えて増加することが見込まれる
場合で、かつ、その増加額が概算保険料の額が
13万円以上であるときは、増加が見込まれた日から
30日以内に増加概算保険料申告書により、
申告・納付しなければならない。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
2 超 かつ 13 30 概算

■■ 法18条 概算保険料の延納 ■■

【継続事業の延納の要件】
概算保険料40万円以上（一方のみは20万円以上）
年度中途成立の場合は9月30日まで
【有期事業の延納の要件】
概算保険料75万円以上
事業期間が6月を超えていること

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
42 継 75 6 有 延納

■■ 雇用保険率 ■■

【一般保険率のうち雇用保険に係わる部分の率】

一般の事業　…15／1000
農林水産の事業　…17／1000
清酒製造の事業　…17／1000
建設の事業　…18／1000

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
---- ---- --- ----
15 一般 18 建設

正規版にはイラストが入っています。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
-------- -- -----
酒 製 農林 17

■■ メリット制 ■■

継続事業のメリット制 …40%の範囲内で率を改定
有期事業のメリット制 …40%の範囲内で額を改定

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
-- - ---- - -
率 継 メリット 額 有

■■ 印紙保険料 ■■

【賃金日額】	【等級】	【日額】
11,300円以上	第1級	176円
8,200円以上11,300円未満	第2級	146円
8,200円未満	第3級	96円

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
---------- - ----- -----
印紙保険料 1 176 113

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
-- -------- ----- - ---
2 146 82 3 96

正規版にはイラストが入っています。

健康保険法

■■ 延滞金の徴収率 ■■

督促したときは納期限の翌日から徴収金完納又は
財産差し押さえの日の前日までの日数により
徴収金額につき年14．6%の延滞金の徴収を行う。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
督促 146 徴収

■■ 被扶養者の範囲 ■■

【生計維持関係のみ】
①直系尊属（父母、祖父母等）
②配偶者（事実婚を含む）
③子
④孫（曾孫は含まず）
⑤弟妹（兄姉は含まず）

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
子 直 孫 配 弟

【生計維持関係+同一世帯に属する】
①被保険者の3親等内の親族
②事実上婚姻関係にある配偶者の父母及び子
（祖父母・孫含まず）
③事実上婚姻関係にある配偶者が
死亡した後の父母及び子

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
三親等 配 父母 死 父母

■■ 法33条 脱退 ■■

許可を受けて適用事業所となった事業所の事業主は
被保険者である者の4分の3以上の同意と厚生労働大臣の
許可を受けて適用事業所でなくすることができる。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
健康保険 脱退 43 厚生労働大臣

■■ 食事療養標準負担額 ■■

原則 …1食260円
市町村民税非課税者等(入院日数90日以下)…1食210円
市町村民税非課税者等(入院日数90日超) …1食211円
70歳以上の体所得者(所得がないもの等) …1食263円

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
入院 食事 260 原則

■■ 一部負担金 一定以上所得者 ■■

【一定以上所得者】
70歳以上75歳未満の健康保険の加入者で
療養の給付を受ける月の標準報酬月額が
28万円以上である者
※高額療養費の場合も同じ

萎えたチンコでも、欲しけりゃツバをつければ一定以上。
70 75 報酬 28 一定以上

■■　日雇特例被保険者の保険料納付要件　■■

【原則】給付事由発生の日の属する月の
前2月間に通算して26日分以上又は
前6月間に通算して78日分以上の保険料を納付している

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
----　---　--
226　67　8

■■　法100条　埋葬料・埋葬費　■■

被保険者が死亡したときは、その者により生計を
維持していた者であって、埋葬を行うものに対し、
埋葬料として、政令で定める金額（5万円）を支給する。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
----　--
埋葬　5

正規版にはイラストが入っています。

■■　法101条　出産育児一時金・出産手当金　■■

被保険者が出産したときは、出産育児一時金として
35万円を支給する。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
------　----
一時金　35

■■　法150条　保険事業および福祉事業　■■

保険者は健康教育、健康相談、健康診査その他の
被保険者および被扶養者の健康の保持増進のため
必要な事業を行うよう努めなければならない

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
-------　---　---
保険事業　教 相 診　保持

国民年金法

■■　法1条　国民年金制度の目的　■■

国民年金制度は日本国憲法大25条第2項に規定する理念に基づき、老齢、障害、死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持および向上に寄与することを目的とする。

[redacted]
－ －－　－－　　　－－－－
死 障　老　　　安定

■■　被用者年金各法　■■

①厚生年金保険法　②国家公務員共済組合法
③地方公務員等共済組合法　④私立学校教職員共済法

[redacted]
－ －－　－－ －
私 国　厚 地

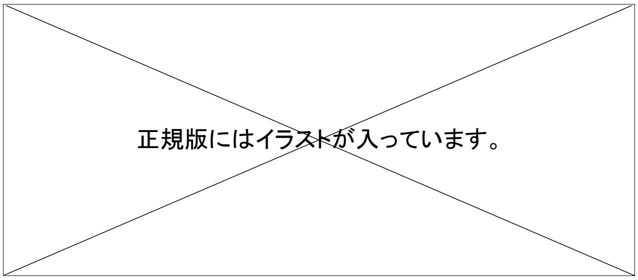

■■　第1号被保険者の届出　■■

14日以内に所定の届出を市町村長に提出
①資格取得届　②種別変更届
③氏名・住所変更届　④資格喪失届

イチゴは格別！ジューシー！ジューシー！
－－－－　－ －　－－－　－－－　－－－－－－－－－
一号　格 別　　住　氏　　　14

■■　国民年金の新旧の基準　■■

昭和61年4月1日（施行日）を基準に
施行日前を旧法、施行日以後を新法とする。

[redacted]
－－－－　－－－－　－－－－
61　41　基準

■■　法28条　支給の繰下げ（増額率）　■■

昭和16年4月2日以降に生まれた者が繰下げの申し出をしたときは年金額に下記の増額率を乗じた額が増額される。

申出をした日までの期間が1年の場合　…　8.4%
申出をした日までの期間が2年の場合　…　16.8%
申出をした日までの期間が3年の場合　…　25.2%
申出をした日までの期間が4年の場合　…　33.6%
申出をした日までの期間が5年の場合　…　42.0%

※当該年金の額に受給権を取得した日から起算して、繰下げの申出をした日までの月ごとに0．7%ずつ加算率が増える。

[redacted]
－－－－ －－　－－－－－－－－　－－－－－
1 84　07　繰下げ　　5 42

■■ 被保険者の種類 ■■

【第1号被保険者】
日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者で
第2号被保険者及び第3号被保険者以外の者

```
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
 ----  ----   -- -
 日本  1号  20 60
```

【第2号被保険者】
被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者

```
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
 --  -   ---  ------
 2号 加   被    組
```

正規版にはイラストが入っています。

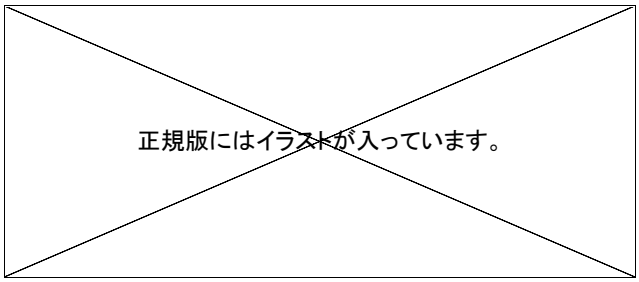

【第3号被保険者】
第2号被保険者の配偶者であって、
主として第2号被保険者の収入により生計を維持する者
のうち、20歳以上60歳未満の者

```
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
 ---     -    - ----
 3号  配偶者 生計 20 60
```

■■ 第2号・第3号被保険者 ■■

第2号・第3号被保険者は任意加入被保険者になれない

```
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
 - --   ------  ----  -------
 2 3   被保険者  任意  なれない
```

■■ 国民年金基金 ■■

【地域型基金】
申出 … 300人以上の加入員資格を有する者
加入員 … 1,000人以上

```
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
 ---  ------  --  ---  --
 地域   申出   3  加  千
```

【機能型基金】
発起人 … 15人以上の加入員になろうとする者
加入員 … 3,000人以上

```
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
 - --  ----      ----  -
 機 発   15      三千  加
```

■■ 法52条の2 死亡一時金 ■■

死亡一時金の額は、死亡日の属する月の前月までの
第1号被保険者としての被保険者期間に係わる
死亡日に前日における保険料納付済期間の月数の1／4と
免除期間の月数の3／4に相当する月数とを合算した
月数に応じて下記の額となる。

36月以上180月未満	…120,000円
180月以上240月未満	…145,000円
240月以上300月未満	…170,000円
300月以上360月未満	…220,000円
360月以上420月未満	…270,000円
420月以上	…320,000円

※付加保険料を3年以上納付 …8,500円加算

サロンで日焼けを維持するボブ・サッフ
--- ---- ---- --- ----
36 18 12 42 32

■■ 法52条の6 死亡一時金と寡婦年金の支給調整 ■■

第52条の3の規定により死亡一時金の支給を受ける者が
第52条の2第1項に規定する者の死亡により寡婦年金を
受けることができる場合、死亡一時金と寡婦年金の受給権は
どちらか一方の選択となる。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
--- ---- ---------
寡婦 死亡 選択

厚生年金保健法

■■ 第4種被保険者 ■■

次のいずれかに該当する者で、厚生年金保険の
被保険者期間が10年以上ある者が、被保険者資格を
喪失した場合において、被保険者期間が20年に
達していないときは社会保険庁長官に申し出て、
被保険者となることができる。

①昭和16年4月1日以前の生まれで、
施行日（昭和61年4月1日）に被保険者であった者
②大正10年4月1日以前の生まれの者で施行日に
65歳以上となって、その日に被保険者資格を喪失した者
③施行日の前日に第4種被保険者であった者
④施行日の前日に第4種被保険者の申出ができた者で
申出をしなかった者が、施行日に被保険者及び
組合員でなかった場合

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
------ ----
1020 4種

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
---- -- ----
大正 10 41

正規版にはイラストが入っています。

■■ 被保険者の種類 ■■

①当然被保険者 ②任意単独被保険者
③高齢任意加入被保険者 ④第4種被保険者

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
------ -- --
被保険者 当 高 単 4

■■ 標準報酬の月額 ■■

標準報酬は、被保険者の報酬月額に基づき
下記の区分によって定める

1等級 …98,000円 、2等級 …104,000円
:
29等級 …590,000円 、30等級 …620,000円

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
---- --- ------ -
198 3 62 報酬

■■ 法62条 中高齢寡婦加算 ■■

遺族厚生年金の受給権者であって、夫の死亡当時
40歳以上65歳未満であった妻が65歳未満である場合、
中高齢の加算が行われる

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
------ ---- -- ----
中高齢 寡婦 40 65

■■ 65歳からの老齢厚生年金の支給要件 ■■

65歳から支給される老齢厚生年金は
次のいずれにも該当したときに支給される
①厚生年金保険の被保険者期間を有すること
②65歳に達していること
③国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上あること

老後のニコニコ、婿と引き替え
---- --- -- ------
65 25 65 被期間

■■ 企業年金連合会 ■■

【連合会の設立】
5以上の基金が共同して規約をつくり
3分の2以上の同意を得て申請し、
厚生労働大臣の許可を受ける

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
- ---- ---- ---- -----
5 連合 基金 ３２ 厚労大

■■ 60歳代前半の老齢厚生年金の支給要件 ■■

65歳未満の者が次のいずれにも該当するときは
その者に老齢厚生年金を支給する。
①60歳以上であること
②1年以上の被保険者期間を有すること
③老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていること

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
---- -- ---- -----
65 未満 601 期間

正規版にはイラストが入っています。

労務管理その他の労働に関する一般常識

■■ 憲法28条 労働三権の保障 ■■

勤労者の団結する権利及び団体交渉
その他の団体行動をする権利(労働三権)は、これを保障する

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
－－ ――― ――――――
結 交 行動 労働三権

■■ 我が国の労務管理の種類 ■■

①終身雇用制 ②年功序列賃金 ③企業別労働組合

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
－－ ――― ―――――
終身 企業 年功

正規版にはイラストが入っています。

■■ 職業分析 ■■

職務の内容や資格要件の特徴を分析、
他の職務との違いを明確にすること

【職業分析の方法】
面接法・質問紙法・観察法・体験法

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
―――――――― －－ －－
職業分析 体 質 観 面

■■ 科学的管理法 ■■

F.W.テーラーが提唱した管理法
出来高払制の採用

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
―――――――― ――――――
科学的管理法 テーラー

■■ 人間関係論 ■■

メーヨー教授、レスリスバーガー教授らによる理論
アメリカのホーソン工場での実験を契機に労働管理に
導入された人間性重視の理論。

人間関係ギスギス、辞めよーかなー。
―――――― ――――― ―――――
人間関係論 レスリス メーヨー

■■ CDP ■■

多くの職務経験による能力開発・障害教育
経歴管理

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
――――― ――――
CDP 経歴管理

■■ ヒューマン・アセスメント ■■

訓練を受けた観察者(アセッサー)が従業員の
潜在能力を発見し、適性把握に役立てる

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
――― ――――― ――――――
ﾋｭｰﾏﾝ ｱｾｽﾒﾝﾄ 能力発見

■■ 行動科学 ■■

【欲求5段階説】
マズローが提唱
①生理的②安全③社会的④自我⑤自己実現

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
---- --- ----------
欲求 5段 マズロー

【X理論(人間性悪説)・Y理論(人間性善説)】
D.マグレガーが提唱
Y理論にもとづく労務管理

セクシー！マゾいハイレガー！
------- ----------
XY マグレガー

正規版にはイラストが入っています。

【動機づけ衛生要因理論】
F.ハーズバーグが提唱
満足要因を動機づけし不満足要因を衛生要因とする

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
---------- ----------
動機づけ ハーズバーグ

社会保険に関する一般常識

■■ 社会保険沿革 ■■

【大正11年】 健康保険法制定

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
--- ---- ------
11 健康 大正

【昭和13年】 国民健康保険法制定

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
--- - ---
国保 13

【昭和14年】 船員保険法制定

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
---- ---- ---
船保 14 制定

【昭和16年】 労働者年金保険法制定

労をねぎらいビールで乾杯！
-- ---- -----
労働 年金 16

正規版にはイラストが入っています。

【昭和19年】 厚生年金保健法

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
- ---- ---
厚 年金 19

【昭和34年】 国民年金法制定

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
-------- --- ----
国民年金 34 制定

【昭和36年】 国民皆保険の実現

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
---- ---- ----
36 皆保 実現

【昭和48年】 物価スライド制導入
【平成元年】 完全自動物価スライド制導入

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
----- ----- ------ --- -
48 物価 スライド 完全 元

【昭和57年】 老人保険法制定

老人、ボケたら困難だ！
---- --- ----
老人 保健 57

正規版にはイラストが入っています。

【平成3年】 老人訪問看護制度創立

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
-------- --- ----
訪問看護 老人 平3

【平成9年】 健保本人の一部負担金2割に引き上げ

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
--- - ---
負担 2 9年

【平成12年】 介護保険法の導入

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
---- ----
介護 12

■■ 保険給付の種類 ■■

①介護給付 ②予防給付 ③市町村特別給付

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
---- ------ ----
市町村 予防 介護